

確定申告のお知らせ

所得税の申告・納付、**3月15日(金)まで**
市民税・県民税の申告は

所得税の申告

確定申告は、国税である所得税などの申告です。税務署での相談・提出の受け付けのほか、市では、市役所（1階市民ホール）に、作成済みの申告書を投かんできるボックスや、「スマホで確定申告コーナー」を設置します。また、市民プラザで、税理士会による無料申告相談を開催します。

【問】市川税務署 ☎047・335・4101 (市民税課) ID 1033471

スマートフォンやパソコンで確定申告ができます

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」<https://www.keisan.nta.go.jp> (右記二次元コード) では、画面の案内に沿って金額を入力するだけで、所得税などの申告書の作成・e-Tax (電子申告) による送信 (提出) ・印刷ができるほか、「マイナンバー連携」を利用すると金額が自動入力されるため、集計や入力の手間が不要です。



e-Taxを利用するメリット

- ▶ 税務署への持参や印刷・郵送代が不要
- ▶ 早期還付 (3週間程度)
- ▶ 添付書類の提出が不要 (一部書類は除く)
- ▶ 確定申告期間中24時間利用可能 (メンテナンス時間を除く)

スマホで確定申告コーナー

ご自身のスマートフォンを利用した確定申告の相談会です。

【時】 2月16日(金)～3月15日(金) 午前9時～午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く

【所】 市役所 (1階市民ホール) 【持ち物】 スマートフォン、申告に必要な書類

確定申告書相談会

原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます。

市川会場

【時】 2月16日(金)～3月15日(金)の月～金曜日 (祝日を除く)・2月25日(日)午前9時～午後5時 (入場整理券の配付は午前8時30分～午後4時)

【所】 ニッケコルトンプラザ (市川市鬼高)

浦安会場

【時】 2月6日(火)～13日(火)午前9時30分～午後3時 (入場整理券の配付は午前9時～午後3時) ※土・日曜日、祝日を除く

【所】 市民プラザ (入船1-4-1)

【対象】 ▶ 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額 (専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前) が300万円以下の方

▶ 給与所得 (給与収入2000万円以下) ▶ 公的年金所得

▶ 配当所得、住宅借入金等特別控除、土地・建物および株式などの譲渡所得など、相談内容が複雑な方

▶ 贈与税・相続税に関する相談のある方

【対象外】

混雑緩和のため、入場整理券を配付します。入場整理券は、当日、会場で受け取るか、「LINE」アプリから入手できます。なお、入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

【国税庁LINE公式アカウント】@kokuzei (右記二次元コード)



持ち物

- ▶ 源泉徴収票など申告相談に必要な書類
- ▶ スマートフォン (お持ちの方)
- ▶ マイナンバーカード (または番号確認書類と本人確認書類)
- ▶ ※マイナンバーカード発行時に設定したパスワード (利用者証明用電子証明書 (数字4桁) と署名用電子証明書 (英数字6文字以上16文字以下)) が必要
- ▶ ※医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書の添付が必要 (領収書では医療費控除は受けられません)
- ▶ ※会場では、社会保険料などの納付済額を確認することはできません。社会保険料控除を申告する場合は、納付済額を確認できる書類をお持ちください
- ▶ ※駐車場の料金サービスは行っていません

作成済み申告書の提出

市川税務署

3月15日(金) (消印有効) までに、直接、市川税務署へ、または郵送で、〒262-8507千葉市花見川区武石町1-520東京国税局業務センター千葉西分室へ

市役所 (1階市民ホール)

2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～午後4時 ※土曜日、祝日を除く

作成済み申告書を投かんできるボックスを設置します。投かんのため、**内容の確認や控えへの收受印の押印はできません。**必要な方は返信用封筒 (あて名を記載し、郵便切手を貼ったもの) を同封してください。

年金収入が400万円以下の方へ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をすることはありません。

ただし、海外年金など源泉徴収の対象となっていない公的年金などが含まれている場合は、確定申告が必要です。

※公的年金など以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります

確定申告書用紙の配布

時・所	<p>① 2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～午後4時 (土曜日、祝日を除く) ……………市役所 (1階市民ホール)</p> <p>② 2月6日(火)～15日(火)午前8時30分～午後5時 (土曜日、祝日を除く) ……………市民税課 (市役所2階)</p> <p>③ 2月6日(火)～3月15日(金)午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、祝日を除く) ……………各駅前行政サービスセンター</p>
配布用紙の種類	<p>① ②…申告書、医療費控除の明細書、住宅ローン控除、所得税納付書、営業／不動産収支内訳書、営業／不動産決算書</p> <p>③…申告書、医療費控除の明細書、住宅ローン控除、所得税納付書</p>

※用紙がなくなりしだい終了。国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp> (右記二次元コード) からダウンロード可



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の控除申告

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として申告するときは、証明書を添付・提示する必要はありません。令和5年1月1日～12月31日に実際に納付した金額を合計し、その金額を申告してください。金額がわからないときは、お問い合わせください。その際は、国民健康保険税の場合、納税通知書や市の保険証に記載されている記号番号が、後期高齢者医療保険料の場合、保険証に記載されている被保険者番号が必要です。

問 国保年金課

▶ 国民健康保険税について……………☎712・6280 ID 1012480

▶ 後期高齢者医療保険料について……………☎712・6274 ID 1028033

主な国税の納期限 (法定納期限)

申告所得税および復興特別所得税	納期限：3月15日(金)	振替日：4月23日(火)
消費税および地方消費税(個人事業者)	納期限：4月1日(月)	振替日：4月30日(火)
贈与税	納期限：3月15日(金)	

税務署からは納税額が記入された納付書や納税通知書などのお知らせが送付されることはありません

納付方法

キャッシュレス納付

- ▶ **ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)**
事前にダイレクト納付利用届出書を提出している方は、登録した預貯金口座に納付の指示を出すことにより、口座から納付できます
- ▶ **インターネットバンキングやATMを利用して納付**
事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行ったうえで、納付情報を登録または入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます
- ▶ **クレジットカード納付**
「国税クレジットカードお支払いサイト」<https://kokuzei.noufu.jp> から、クレジットカードを利用して納付できます ※納税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は国の収入になるものではありません)
- ▶ **スマホアプリ納付**
「国税スマートフォン決済専用サイト」https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm から、スマホアプリ決済を利用して納付できます ※納付できる金額は30万円以下 ※納付できる金額は30万円以下。事前にPay払いの残高のチャージが必要

キャッシュレス納付以外の納付方法

- ▶ **二次元コードを利用したコンビニ納付**
自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システムなどから納付に必要な情報を二次元コードとして作成 (印刷) し、コンビニエンスストアで納付できます ※納付できる金額は30万円以下
- ▶ **納付書を使用した納付**
現金に納付書を添えて、金融機関 (日本銀行蔵入代理店) または所轄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。なお、金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署にご連絡ください

市民税・県民税の申告

申告が必要な方

- ▶ 令和6年1月1日時点で浦安市に住民登録がある方のうち、次のいずれかに該当する方
 - 令和5年1月～12月に収入がなく、どなたの扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養になっている方 ※単身赴任をしている方の扶養になっている場合も申告が必要です
 - 国外の法令に基づく公的年金を受給している場合や、遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得のみを受けている方
 - 給与支払者から、浦安市に給与支払報告書の提出がなかった方
- ▶ 令和6年1月1日時点で浦安市に事業所または家屋敷 (住宅) を有し、かつ市外に住所がある方

以下の方は申告の必要がありません

- ▶ 令和5年分の所得税確定申告をする方
- ▶ 公的年金や給与収入のみで、追加の控除がない方
- ▶ 収入がなく、住民票上同一世帯の親族の税法上の扶養控除、配偶者控除の対象になっている方 ※扶養している方の源泉徴収票で確認してください

申告に必要なもの

- ▶ 令和5年1月～12月中の所得を証明する書類 (給与所得や公的年金などの源泉徴収票など)
- ▶ 各種控除証明書 (国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)
- ▶ マイナンバーカード (または番号確認書類と本人確認書類)
- ▶ 医療費控除の明細書 (記入済みのもの)

医療費控除を申告される方へ

- ▶ 支払った医療費の合計額を事前に計算し、「医療費控除の明細書」の作成が必要です
- ▶ 領収書の提出はできません。領収書は5年間保存してください
- ▶ 非課税の方は医療費控除を申告されても、控除を受けることができません
- ▶ 国保年金課や保険組合から交付される医療費のお知らせ通知やハガキも「医療費控除の明細書」の代わりとしてお使いいただけます

【問】市民税課 ☎712・6212 ID 1041422

申告書の取得方法

市ホームページからダウンロード、または、郵送を希望する方は、電話で、市民税課へ
※前年に市民税・県民税の申告をした方で、今年度も申告が必要と思われる方には、申告書を送ります (確定申告している方を除く)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方と そのご家族の市民税・県民税の申告

昨年一年間、所得がなかった方や、所得が少なく所得税や市民税・県民税がかからない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定のため、市民税・県民税の申告が必要です。申告された所得に応じて、保険税 (料) の軽減や低所得区分の認定を受けられる場合があります。また、世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、申告をしていないと保険税の軽減や低所得区分の認定に影響する場合があります。

なお、後期高齢者医療の低所得区分の判定は、世帯単位となりますので、同じ世帯に未申告の方がいる場合は申告してください。

別の世帯の家族に扶養されている方、または以下の方と同じ世帯の家族に税法上で扶養されていない方

- ▶ 仕送りや預貯金で生活されている方
- ▶ 遺族年金や障害年金だけを受給している方
- ▶ 同じ世帯の家族に税法上で扶養されている方
- ▶ 給与や年金の支払者が市に報告をしている方

問 国保年金課

▶ 国民健康保険税について……………☎712・6280 ID 1012481

▶ 後期高齢者医療保険料について……………☎712・6274 ID 1017050

申告書の提出

【時】 2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～午後4時 ※土曜日、祝日を除く

【所】 市役所 (1階市民ホール) ※日曜日は市民税課 (市役所2階)

市民税・県民税申告書の郵送提出にご協力ください

申告書と必要書類を、3月15日(金) (消印有効) までに、〒279-8501浦安市役所市民税課へ郵送してください。申告書の控え (2枚目) は返しませんので、切り離して保管をお願いします。なお、申告書の控えに受付印が必要な方は、控えを切り離さず、返信用封筒 (あて名を記載し、郵便切手を貼ったもの) を同封してください。

マイナンバー 関連のお知らせ

一部手続きが駅前行政サービスセンターでも可能になります

2月1日(木)から、次の手続きが、各駅前行政サービスセンターでも可能になります。いずれも本人の来所に限ります。

- ▶ **マイナンバーカード電子証明書の発行・更新**
【持ち物】 マイナンバーカード、電子証明書の有効期限通知書 (お持ちの場合のみ)
- ▶ **暗証番号の変更・再設定**
【持ち物】 マイナンバーカード、マイナンバーカード以外の本人確認ができる書類 (再設定の場合のみ。運転免許証や健康保険証など)

※上記以外のマイナンバーカードに関する手続き (カードの申請手続きを除く) は、各駅前行政サービスセンターではできませんのでご注意ください

【問】市民課 ☎712・6249 ID 1040689

マイナポータルでパスポートのオンライン申請 (切替申請) を開始します

2月1日(木)から、マイナポータルでパスポートの切替申請ができるようになります。

【対象】 パスポートの残存有効期間が1年未満、または査証欄の余白が見開き3ページ以下になった方

※初めて取得する方や有効期限切れの場合、氏名や本籍などの記載事項が変わった場合は、オンライン申請を受け付けることができません

※オンライン申請は対面審査よりも審査期間を要します。お急ぎの方は窓口で申請してください

【問】市民課 ☎712・6244 ID 1040776

